平成２１年（フ）第１４１号
鹿児島県奄美市名瀬古田町６番４号
債務者　川畑　勝也
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１４５号
鹿児島県奄美市名瀬井根町26番33号
債務者　室井　文夫
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１５１号
鹿児島県奄美市名瀬鳩浜町288番地　２Ｆ
債務者　喜島　慎介
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１３９号
愛媛県西予市宇和町卯之町４丁目215番地
コーポ鬼窪２棟２号、前住所愛媛県西予市宇和町卯之町２丁目330番地
債務者　和氣　定信
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月30日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１５５号
愛媛県宇和島市吉田町白浦外366番地３
債務者　木下　直重
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月30日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１５６号
愛媛県宇和島市吉田町白浦外366番地３
債務者　木下　弘子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月30日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１５７号
愛媛県宇和島市吉田町白浦外366番地３
債務者　木下　直紹
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月30日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１５９号
愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城2301番地
債務者　冨岡　繭美
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月30日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第２８３号
北海道苫小牧市日吉町４丁目19番４号　マイン日吉303号室、住民票上の住所北海道苫小牧市桜坂町２丁目２番20号
債務者　金谷　富広
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１２０号
秋田県大館市有浦６丁目４番46号、前住所秋田県潟上市天王字児玉75番地
債務者　大谷　有沙
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第１２９号
秋田県大館市中道１丁目２番１号
債務者　松尾あや子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第６４号
福島市森合字東上古屋２番地の３　アルジェ森合101
債務者　高松　和美
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２３６号
福島県郡山市片平町字外堀15番地
債務者　瀧田佳代子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第４３２号
岐阜県各務原市鵜沼台１丁目106番地、旧住所福井県大野市元町８番15号
債務者　赤尾　昭彦
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４３３号
岐阜県各務原市鵜沼台１丁目106番地、旧住所福井県大野市元町８番15号
債務者　赤尾　尚子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４３６号
福井県坂井市春江町千歩寺第35号１番地51、旧住所福井市三ツ屋２丁目705番地
債務者　エイワ電気設備こと　若松　孝弘
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４４３号
福井市北四ツ居３丁目３番２号　藤田マンション203号室、旧住所福井県吉田郡永平寺町鳴鹿山鹿第23号31番地
債務者　田原　昌代
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係